

3. 損害保険

中国損害保険市場の現状

市場成長力の強さ

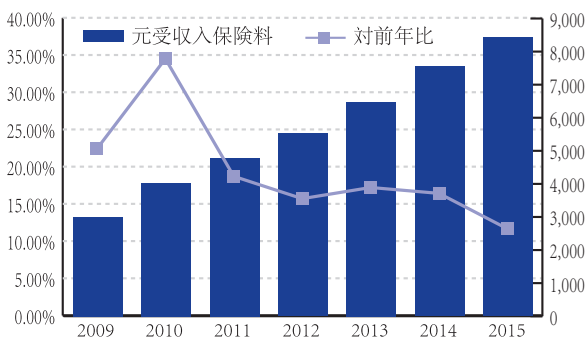
中国損害保険市場は、1979年から始まった改革開放以来、急速な経済発展や国民の生活水準の向上に伴い成長を続け、2015年は、元受収入保険料ベースで8,423億元に達した。2015年の中国経済はGDP前年比6.9%増と安定成長期に入っているが、中国損害保険市場は2010年の伸び率34.5%には及ばないものの、2015年もGDP成長率を大幅に上回る成長を遂げ、市場規模は5年前の約2倍の規模に成長している。また、2014年資料となるが、中国損害保険市場の規模は、世界第2位となっており、2016年についても、引き続きGDP成長率を上回る成長が見込まれると予想される。

表1：2010年～2015年 中国損害保険市場の発展状況 (単位：億元)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
元受収入保険料	2,993	4,027	4,779	5,529	6,481	7,544	8,423
対前年比	22.40%	34.50%	18.70%	15.70%	17.20%	16.41%	11.65%

出所：中国保険監督管理委員会 (CIRC) HP

図1：中国損害保険収入保険料・増収率の推移



政策動向からみる中国損害保険市場の展望

2014年8月13日に「現代保険業の発展加速に関する国务院の若干の意見」(中国名「国务院关于加强发展现代保险服务业的若干意见」以下「新国十条」)が発表された。2006年発表のいわゆる「国十条」により、「保険密度」(収入保険料の対GDP率)ならびに「保険深度」(国民一人あたり収入保険料)がそれぞれ大幅に上昇したものの、両指標とも諸外国に比較して低い状況となっている。「新国十条」は、このような「市場規模が小さい」、「サービスが行き届いていない」、「リスク分散機能が不十分」といった現状を改善することを目的として、2020年までに、保険深度：5%、保険密度：3,500元(ともに、生命保険と損害保険の合計)まで引き上げることを目標としている。

「新国十条」に関して、以下の項目において、保険業の発展を加速するとしている。

- ①保険業の保障ネットワークを構築し、社会保障システムを改善の一助とする。養老保険などの保険商品を発売して、多様な健康保険サービスを発展させる。
 - ②保険業のリスクマネジメント機能によって、社会管理体制を改善する。
 - ③保険業を災害防止や災害支援体制に活用して、万一の巨大災害に備える。
 - ④「三農」に関係する保険を発展させて、農業に対しての支援策・優遇策を推進する。
- ※「三農」とは、農業・農村・農民のことをいう。
- ⑤保険会社の資金を長期投資することによって、保険市場・貨幣市場・資本市場の協調発展を促進する。
 - ⑥保険業の改革開放を推進し、全面的に保険業界の発展水準をアップさせる。また、同様に再保険市場や保険仲介市場も発展させる。
 - ⑦保険業に対する監督管理体制および監督管理能力を近代化し、あわせて、消費者の権益保護を強化する。
 - ⑧保険業界の信用体制とインフラの構築を推進し、あわせて、社会全体の保険業に対する認知度を向上させる。
 - ⑨保険業の発展を支持する各種政策を拡充して、推進する。

以上の政策により、保険業のさらなる改革が推し進められると同時に、中国損害保険市場は引き続き高い成長率を維持するものと予想される。

表2：2014年 世界損害保険市場規模比較

国・地域	収保総額 (百万ドル)	順位	世界シェア	保険密度 (ドル)	保険深度
米国	752,000	1位	35.40%	2,360.0	4.29%
中国	151,000	2位	7.11%	108.2	1.47%
ドイツ	136,000	3位	6.40%	1,566.5	3.32%
英国	116,000	4位	5.46%	1,593.9	3.50%
日本	108,000	5位	5.08%	850.0	2.43%
フランス	98,000	6位	4.61%	1,411.0	3.29%
韓国	58,000	7位	2.73%	1,146.6	4.09%
全世界	2,124,000	-	100.00%	294.3	2.76%

出所：Sigma World Insurance in 2014

表3：2014年 世界損害保険市場保険密度比較

順位	国・地域	損害保険料 (ドル)
1	オランダ	4,393
2	スイス	3,542
3	ルクセンブルク	2,372
4	米国	2,360
5	ニュージーランド	2,155
6	カナダ	2,063
7	デンマーク	1,722
8	ノルウェー	1,716
9	オーストリア	1,625
10	ドイツ	1,617
20	日本	852
57	中国	109

出所：Sigma World Insurance in 2014

損害保険業の具体的な問題点

外資系損害保険会社の現状

2015年末時点での中国の損害保険会社は73社であり、そのうち、中資系損害保険会社が51社、外資系損害保険会社は22社となっている。元受収入保険料総額を比較した場合、中資系損害保険会社が8,249億元に対し、外資系損害保険会社は174億5,000万元となっている。中国のWTO加盟後、既に10年以上が経過し、外資系損害保険会社に対する規制は徐々に撤廃され、拠点認可等の速度も以前に比べ多少速まっていることから、当局の開放姿勢がうかがえる。一方で、原則、拠点設立地域に営業範囲が限られていることもあり、市場規模で比較すると元受収入保険料ベースでの外資系損害保険会社のマーケットシェアは拡大しているものの、わずか2.07%の低位に留まっている。

WTO加盟後15周年を迎えた今日、外資系損害保険会社の待遇が改善され、平等な環境下で消費者により良いサービスの提供を期待されている。そのためにも、行政手続きの簡素化が実現され、外資系損害保険会社の拠点設立認可がさらにスピードアップされることを期待する。

現在、拠点の無い地域であっても、投資総額1億5,000万元以上かつ保険料総額が40万元超の大規模商業物件については許認可取得地域以外での拠点から引受が可能だが、顧客サービスの向上および経営効率化の観点から、大規模商業保険の許認可取得地域以外での損害保険の引受対象種目として、企業物件に必要な全種目が対象となるように期待したい。

表4：2015年中国系損害保険会社の収入保険料および市場シェア（単位：万元）

会社名	拠点数 (本支店)	2015年度元受 収入保険料	市場シェア
中国人民財産保険	38	28,101,000	33.36%
平安財産保険	40	16,364,087	19.43%
太平洋財産保険	42	9,443,884	11.21%
国寿財産保険	33	5,036,918	5.98%
中華聯合保険	24	3,936,990	4.67%
大地財産保険	37	2,658,874	3.16%
陽光財産保険	36	2,581,661	3.06%
輸出信用保険	26	1,648,749	1.96%
太平保険	28	1,561,499	1.85%
天安保険	32	1,309,648	1.55%
華安財産保険	30	858,078	1.02%
永安財産保険	23	813,067	0.97%
英大財産保険	24	734,147	0.87%
永誠財産保険	31	669,697	0.80%
華泰財産保険	32	633,053	0.75%
安邦財産保険	37	524,999	0.62%
中銀保険	22	452,837	0.54%
紫金財産保険	22	418,986	0.50%
都邦財産保険	32	398,525	0.47%
安華農業	8	387,792	0.46%
その他(31社計)		3,952,978	4.69%
中資系損害保険会社(小計)		82,487,470	97.93%
損害保険会社(合計)		84,232,647	100.00%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP、各社HP

表5：2015年外資系損害保険会社（合併含む）の収入保険料および市場シェア（単位：万元）

会社名	国・ 地域名	拠点数 (本支店)	2015年度 元受収入 保険料	市場 シェア
アクサ	フランス	24	716,416	0.85%
グルパマ	フランス	6	160,803	0.19%
チャーティス(AIU)	米国	4	144,004	0.17%
リパティ	米国	6	88,724	0.11%
三星火災保険	韓国	7	84,340	0.10%
富邦産物保険	台湾	4	83,431	0.10%
アリアンツ	ドイツ	8	81,560	0.10%
国泰産物保険	台湾	11	64,424	0.08%
三井住友海上火災保険	日本	4	55,142	0.07%
チューリッヒ	スイス	2	51,381	0.06%
東京海上日動火災保険	日本	5	48,991	0.06%
損害保険ジャパン	日本	5	35,237	0.04%
ジェネラル	イタリア	6	31,548	0.04%
Starr Property & Casualty Insurance (China)	米国	10	25,122	0.03%
スイス・ラインシュアランス	スイス	3	15,294	0.02%
チャブ	米国	2	12,831	0.02%
現代海上火災保険	韓国	2	12,681	0.02%
LIG	韓国	1	11,658	0.01%
ロイズ	英国	2	7,192	0.01%
日本興亜損害保険	日本	2	5,905	0.01%
あいおいニッセイ同和損害	日本	2	5,470	0.01%
XLインシュランス	米国	1	2,979	0.00%
外資系損害保険会社(小計)			1,745,177	2.07%
損害保険会社(合計)			84,232,647	100.00%

出所：中国保険監督管理委員会（CIRC）HP、各社HP

自動車交通事故責任強制保険 (自動車交通事故責任強制保険)の現状

日本の自動車賠償責任保険（自賠責保険）に相当する自動車交通事故責任強制保険（自動車事故責任強制保険、以下「自賠責保険」という）が施行されて以降、9年以上経過した。

2014年の自動車保険料収入は、自賠責保険が前年比12.71%増の1,419億元、任意保険が前年比18.34%増の4,097億元、自賠責保険と任意保険の合計で前年比16.84%増の5,516億元となり、全保険種目の65.49%を占めている。

2014年の自賠責保険の引受件数は前年比12.24%増の1.65億台となり、過去最高を更新した。一方、2014年のEI損害率（発生損害額/既経過保険料）は、2012年公布の「道路交通事故損害賠償案件の審査処理に関する適用法律若干の解釈」（中国名「关于审理道路交通事故损害赔偿案件适用法律若干问题的解释」）で、保険会社の訴訟地位が有利となったものの前年度同水準の73.2%と高損害率となっている。

引受成績の悪化は主に損害率の悪化によるものであり、所得増による対人賠償額の拡大、修理代等の高騰、地域格差が大きい中国で統一料率を使用している問題、裁判所による判定基準が地域により差異があることなどが、損害率悪化の主要因として挙げられる。また、一部の裁判所では、自賠責保険約款で定めた賠償限度額以上の保険金支払いを保険会社に命じる判決が出されて保険会社が支払わざるを得ないケースが発生し、また、後遺障害の認定について

も地域毎に差異が発生する事も多く、自賠責保険の引受収支は6年連続で慢性的な赤字となっている(税引後利益は、投資収益もあり16億元のプラス)。

日本では各保険会社が自賠責保険を引受後、保険料を共同プールにて管理し、業界全体でノーロス・ノープロフィットの実現を図っているが、中国では共同プールが無く、各社が独自に別会計で収支管理を行い、各社毎のノーロス・ノープロフィット方式を採用している。そのため、一部の保険会社では、法律上引受義務があるにも関わらず、損害率の高いオートバイ、営業用自動車、トラクター等の自賠責保険の引受を避けており、社会問題となっている。自賠責保険制度の健全な発展が、社会の安定に寄与するためにも、日本同様の自賠責プールの早期設立を期待する。

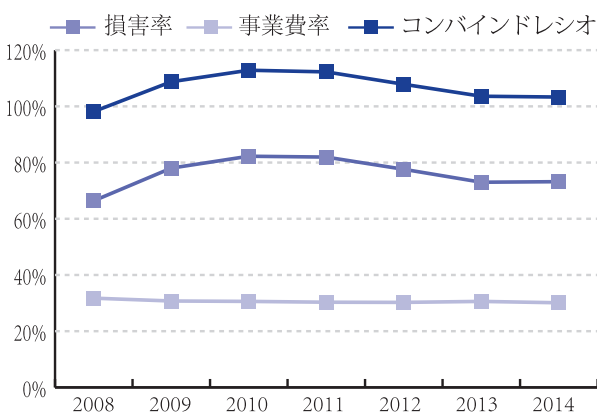
また、国務院は、外資系損保会社に対し、自賠責保険を2012年5月に開放し、日系損保にも、自賠責保険を取り扱うために必要な経営範囲変更(取扱業務拡大に伴う定款上の修正)に関する許認可があり、その後、日系3社においても商品認可取得に至っている。自賠責保険の健全な発展のため、公平かつ持続可能な運営をお願いすると共に、今後の当該制度の安定的運営に向け、さらなる法律・制度の見直しが進むことを期待したい。

表6:2009年~2014年(全社ベース)自賠責保険収支推移

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014
引受台数(万台)	8,502	10,100	11,400	12,900	14,700	16,500
収入保険料(億元)	668	841	983	1,114	1,259	1,419
引受損益(億元)	▲53	▲97	▲112	▲83	▲43	▲47
税引後利益(億元)	▲29	▲72	▲92	▲54	2.0	16
損害率	78.02%	82.25%	81.95%	77.60%	73.00%	73.20%
事業費率	30.74%	30.60%	30.31%	30.25%	30.60%	30.11%
コンパインドレシオ	108.76%	112.85%	112.26%	107.85%	103.60%	103.31%
引受会社数(社)	30	33	36	42	50	56
黒字会社数(社)	7	1	3	10	15	18

出所：2015年中国保険年鑑、毎日経済新聞

図2:自動車保険指標推移(全社ベース)



出所：金融時報

保険法に定める保険関連業務をめぐる問題

「被保険者の保護」、「監督管理および危険防止の強化」、「保険サービス領域のさらなる拡大」を主な目的とし、2009年2月に中国保険法が7年ぶりに改定され、同年10月1日に施行された。新保険法・第95条(3)には、保険

会社の経営範囲として「国務院保険監督管理機構が批准する保険に関連するその他の業務」が認められ、保険会社の経営領域が広がり、顧客サービスの幅を拡大することができるようになった。しかしながら、外資系保険会社は、保険法以外にも「外資保険公司管理条例」の制約も受けており、同管理条例第3章業務範囲で「その他の業務」が認められていないため、中資系保険会社と同様の保険関連業務が行えない状況にある。日系の各損害保険会社は、他の諸外国の現地法人と同様に、リスク・マネジメントサービスの提供、日本本社の貨物保険契約のクレーム・エージェントを行うことが多く、顧客サービスの拡大と事業の多角化により、現地法人の経営の安定化を行っている。中国でも和諧社会実現のために、保険会社の期待される社会的役割も増えており、「外資保険公司管理条例」の早期改定により、外資系保険会社の事業範囲の拡大ができるよう要望したい。

<建議>

- ①WTO加盟15周年となり、さらなる保険市場の開放と外資保険会社への規制緩和の進展を期待している。行政手続の簡素化により、さまざまな申請に対する許認可のスピードを速めていただけるよう要望する。
- ②同一グループに属する別法人に対し、中国内で統一した保険サービスや保険プログラムの提供を可能にすることで、大手グローバル企業グループによる中国への投資をさらに促進させるべく、統括保険証券規定の対象範囲を同一法人から同一グループに属する法人に拡大いただくよう要望する。また、大企業顧客への総合的なリスクコントロールサービスを可能にするため、大規模商業物件の引受対象種目を企業物件に必要な全種目に拡大していただくよう要望する。
- ③2012年4月に兼業代理店の新規登録について、暫定停止となっているが、消費者利便性、保険サービスの向上、保険普及の観点より、厳格な募集人制度や禁止行為の構築など明文化したうえで、兼業代理店の暫定停止措置の解除を要望する。
- ④自動車保険・自賠責保険のシステムが各地により異なる仕様となっている。保険サービスの向上、保険普及、および各社が負担するシステム開発・メンテナンスコスト削減の観点から、今後自動車・自賠責保険システムの改定が予定される場合には、中国国内のシステム統一化を視野に改定を行っていただくよう要望する。